

家畜衛生情報誌

『一支国』

2021. 春号



壱岐振興局農林水産部 壱岐家畜保健衛生所

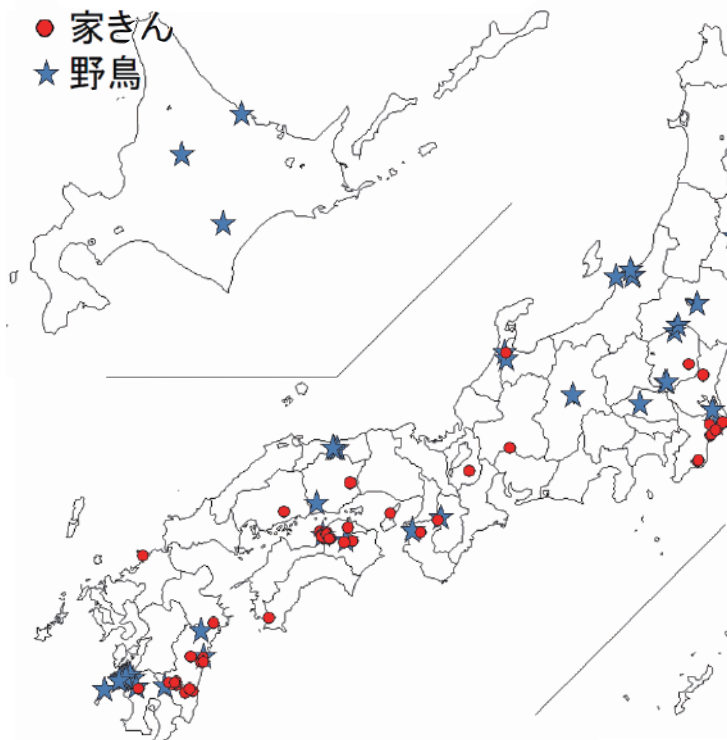
〒811-5734 長崎県壱岐市芦辺町国分本村触1385-1

E-mail : s13230@pref.nagasaki.lg.jp

TEL : (0920) 45-3031

FAX : (0920) 45-3386

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況



令和2年11月以降の発生

発生道府県	形態	発生件数(件)	処分羽数(万羽)
北海道	あひる	1	0.06
宮城県	あひる	1	0.05
茨城県	採卵鶏	1	84
	あひる	3	0.26
栃木県	採卵鶏	1	7.7
埼玉県	あひる	2	0.22

発生道府県	形態	発生件数(件)	処分羽数(万羽)
千葉県	採卵鶏	9	466.95
	育雛	1	3.9
	あひる	3	6.54
富山県	採卵鶏	1	14.1
岐阜県	採卵鶏	1	6.8
滋賀県	採卵鶏	1	1
大阪府	あひる	1	0.03
兵庫県	採卵鶏	1	14.5
奈良県	採卵鶏	1	7.7
	あひる	1	0.02
和歌山県	採卵鶏	1	6.8
岡山県	育雛	2	64.5
広島県	採卵鶏	2	13.7
徳島県	採卵鶏	1	0.8
	肉用鶏	1	0.8
	採卵種鶏	1	2.8
香川県	採卵鶏	11	161.2
	肉用鶏	7	14.9
	採卵種鶏	1	2.8
高知県	採卵鶏	1	2.7
福岡県	肉用鶏	1	9.2
大分県	肉用鶏	3	5.6
宮崎県	採卵鶏	4	43.5
	肉用鶏	8	43
	食鳥処理場	1	1.3
	育雛	1	1.1
	肉用種鶏	1	3.3
鹿児島県	肉用鶏	1	3.2
合計		76	約987

昨冬以降、国内において52事例の高病原性鳥インフルエンザの発生がみられ、関連農場等を含めた75農場1施設で約987万羽が処分されるという多大な被害をもたらしています。

この要因として、渡り鳥により国内に持込まれたウイルスが例年以上に多く、環境中に広く存在しているものと考えられています。

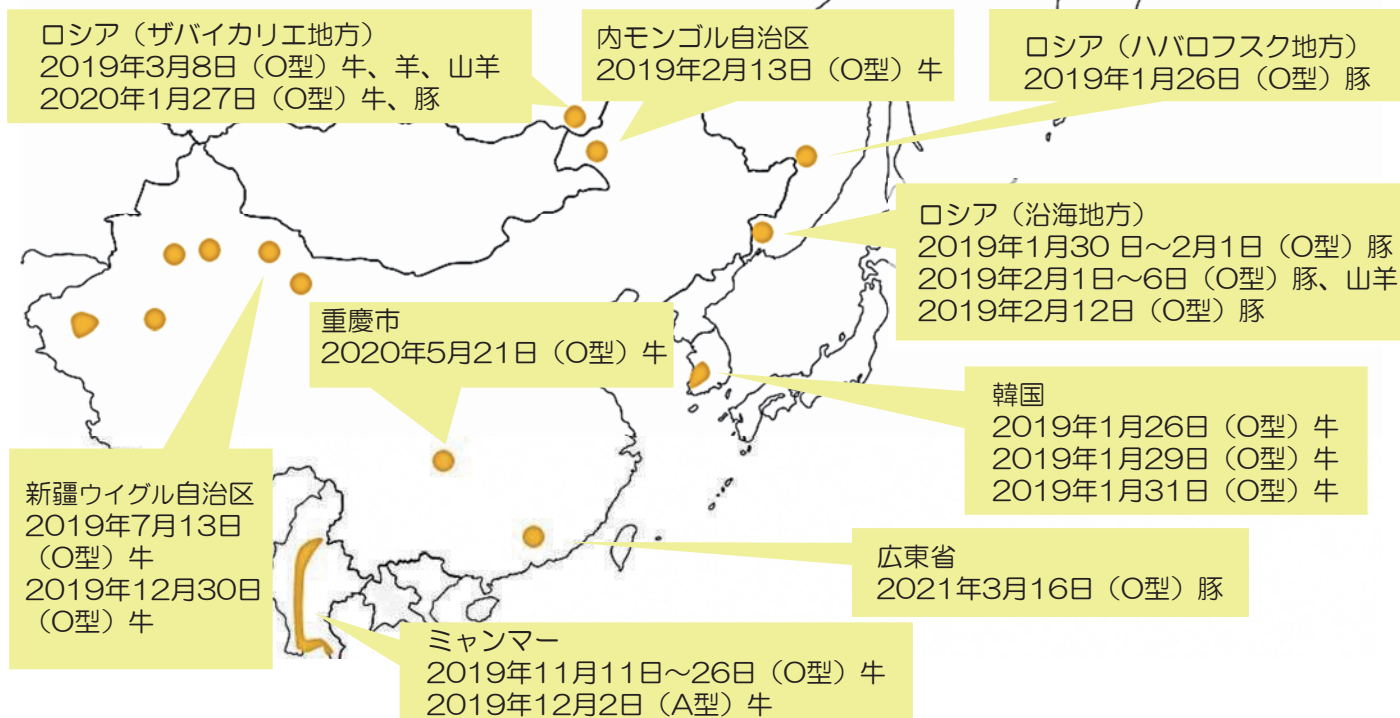
本県での鳥インフルエンザの発生はありませんでしたが、家きんを飼育されている皆様は引き続き、家きん舎専用長靴の使用、家きん舎立入前の更衣、手洗い、消毒、飼養衛生管理区域及び家きん舎入口の消石灰散布、防鳥ネットの補修等、家きん舎に本病のウイルスを入れないための対策をお願いします。

また、飼養する家きんに突然死や嗜眠、元気消失等の異常の増加、鶏冠のチアノーゼ、顔面の浮腫等がみられた場合、速やかに当所にご連絡ください。



【出典：動衛研ウェブページ、農林水産省ウェブページより】

近隣諸国における口蹄疫の発生状況



口蹄疫は、中国、ロシア、ミャンマー、韓国等の近隣諸国において、継続して発生しています。現在日本は清浄国となっていますが、周辺国の状況から、いつ国内で発生してもおかしくはない状況です。本病は家畜の飼養規模に関わらず、発生する可能性があり、一度発生すると畜産業に多大な損害を及ぼす家畜伝染病です。口蹄疫の感受性動物である牛、豚、山羊、めん羊等の家畜を飼っている方は、飼養衛生管理基準の遵守を実践し、本病の発生予防に努めてください。

また、本病のまん延を防止するためには早期発見、早期通報が重要です。毎日、家畜を観察し、異常な症状が見られたら、直ちに当所まで連絡してください。

台湾でランピースキン病が発生

4月15日、台湾本島北部新北市の肉牛農場において、牛に食欲不振、発熱のほか、全身、特に頸部、背側、脚部、外陰部などに数個～数百個の結節を形成するランピースキン病が発生した旨、台湾当局から報告がありました。

本病は過去に日本国内での発生はありませんが、海外では、昨年6月の中国福建省及び昨年7月の台湾金門島における発生以降、東～東南アジア地域において感染が拡大しており、本年4月、タイでも初めての発生が確認されています。

今後、アジアからの媒介節足動物（ハエ、カ、ヌカカ、ダニ）の侵入に伴い本病が国内で発生する可能性があることから、牛飼養農場では、これらの駆除等対策を行うとともに、本病を疑う臨床症状（下記写真参照）を観察した場合は、速やかに当所まで連絡をお願いします。

【出典：農林水産省発生報告より】



飼養衛生管理マニュアルを作成しましょう

令和2年10月1日に牛・めん羊・山羊等の飼養衛生管理基準が改正され、飼養頭数を問わず全ての家畜の所有者は、次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成することが義務付けられます。（令和4年2月施行）

現在、農林水産省HPにて、マニュアルの記載例および飼養衛生管理基準表の手引きが提示されています。これらを参考にマニュアル作成をお願いします。

- 1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
 - 2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
 - 3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
 - 4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
 - 5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
 - 6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
 - 7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
 - 8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
 - 9) 農場における防疫のための更衣
 - 10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
- ※変更が生じる場合は、速やかに更新が必要となります。

家畜伝染病発生に係る手当金の減額事例について

家畜伝染病が発生した場合、発生農場で殺処分された家畜・家きんについては、その評価額に対して一定割合で手当金が交付されます。

○手当金：患畜になる前の評価額の1/3、疑似患畜になる前の評価額の4/5

○特別手当金：患畜になる前の評価額の2/3、疑似患畜になる前の評価額の1/5

しかし、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために、必要な措置を講じなかった場合、その全部又は一部を交付しない（又は返還を求める）ことがあります。

これまで、豚熱や鳥インフルエンザ発生農場において減額された主な事例は下記のとおりです。その他の事例は、農林水産省ホームページから確認をお願いします。

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/kouhukin.html)

【豚熱での減額事例（令和元年度）】

減額割合：特別手当金10割減額

減額理由：家畜の死亡や異状等について、農場内連絡体制の不備から「虚偽の報告」を行なった。

【鳥インフルエンザでの減額事例（平成22年度）】

減額割合：特別手当金10割減額

減額理由：特定症状の通報をせずに食鳥処理場へ出荷、河川の水を無消毒で給与、防鳥ネットの不備、鶏舎壁面破損部の放置

「発生させない」・「まん延させない」ために、飼養衛生管理基準の遵守徹底を！

精液と精液証明書の管理について

令和2年10月1日、家畜改良増殖法の一部を改正する法律が施行され、特に和牛の精液の流通については、より厳格に管理するよう求められています。生産者の皆様におかれましては、下記の事柄についてご承知いただくと共に、精液の適正な流通にご協力いただきますようお願いいたします。

◆ 精液は家畜人工授精所で保存を！

精液の保存場所は、家畜人工授精所の開設許可を受けた施設に限られます。
精液を自己の飼養する雌畜へ注入する場合はこの限りではありません。

◆ 農場間での精液の譲渡は禁止です！

家畜人工授精所の開設許可を受けていない方が、精液を他者へ譲渡したり、他農場の雌畜へ注入したりする事は違法となります。

◆ 精液と精液証明書は常に一体で管理を！

精液と精液証明書は一体で適正に管理することとされています。万が一、精液と精液証明書が一致していない場合、その精液は利用できない可能性があります。

※受精卵の管理についても、精液と同様の扱いです。



令和2年精液利用状況

令和2年の杵岐地区での精液総利用本数は10,661本（対前年195本減）、このうち県有牛は7,358本（69.0%）、前年比4.8ポイント減でした。

順位	種畜の名前	所有者	令和2年		令和元年		順位
			利用本数	シェア	利用本数	シェア	
1	勝乃幸	長崎県	2,357	22.1%	693	6.4%	5
2	金太郎3	長崎県	2,002	18.8%	3,198	29.5%	1
3	若百合	鹿児島県 民間	1,363	12.8%	1,013	9.3%	3
4	百合幸	長崎県	1,090	10.2%	1,435	13.2%	2
5	弁慶3	長崎県	635	6.0%	651	6.0%	6
6	美津洋	長崎県	530	5.0%	532	4.9%	7
7	美国桜	鹿児島県 民間	469	4.4%	338	3.1%	9
8	平茂晴	長崎県	461	4.3%	1,000	9.2%	4
9	安亀忠	鹿児島県 民間	423	4.0%	252	2.3%	11
10	美津照重	家畜改良事業団	213	2.0%	288	2.7%	10

職員紹介 令和3年度

4月からの新体制図です
よろしくお願ひします



転入

殿川 剛
農林水産部 副部長
(壱岐家畜保健衛生所長)

<衛生課>

<衛生班>

<庶務>



久住呂毅
(課長)



転入

中島 大
(係長)



日高裕介
(主任技師)



中山 航
(獣医師)



山本和利
(獣医師)
(会計年度任用職員)



長戸洋子
(会計年度任用職員)

～転入者あいさつ～

この度、所長として着任しました。初めての壱岐での勤務となります。どうぞよろしくお願いいたします。

近年の口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱の発生といった家畜衛生を取り巻く情勢から、家畜を飼養する際には衛生管理基準を遵守しなければならないこととされ、関係者だけでなく生産者の皆様も対応すべき課題が増えています。このような時こそ、関係者が一丸となって取り組んでいくことが必要です。

壱岐は、畜産に対する情熱が強い地域です。この情熱に呼応し、畜産農家の収益性向上に貢献できるよう取り組んでいきます。

殿川 剛(所長)

県南家畜保健衛生所から赴任してきました。

入庁して21年目ですが、壱岐の勤務は初めてとなります。壱岐の畜産農家の多くは肉用牛ということで、これまで豚・鶏担当が多かった私にとって、経験不足な事も多々ありますが、壱岐の畜産振興に少しでも貢献できるよう努力していきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

中島 大(係長)

お世話に
なりました

この1年間は、コロナ渦で、なかなか思うようなこともできず、残念な面もありましたが、壱岐の皆様方のご協力により、3年間、大過なく過ごすことができました。ありがとうございました。また、いつか、美味しい「壱岐牛」と美しい「海」を堪能しに来たいと思ひています。壱岐の畜産の発展を祈りつつ、島原の地で頑張ります。お世話になりました。

●鬼塚 伸幸→県南家畜保健衛生所へ異動



壱岐の3年間はあっという間でした。壱岐の畜産に貢献できたかわかりませんが、皆様のおかげで楽しく仕事をする事ができました。何年後かに2度目の壱岐を目指したいと思ひます。本当に、お世話になりました。

●高山 裕介→県南家畜保健衛生所へ異動